

令和8年度物品購入に係る定例見積について

このことについて、沿岸広域振興局本局管内各公所等において購入する物品に係る定例見積を下記のとおり実施します。

1 見積参加資格要件

- (1) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和8・9・10年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (2) 沿岸広域振興局本局管内に本社（本店）、又は支店等（（1）の資格を有している者に限る。）を有している者。ただし、印刷物にあつては、原則として岩手県内に工場を有し自社の保有する設備での製造が可能な者。
- (3) 岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者。

2 見積事項（品目、規格、数量及び納期等）の提示

- (1) 実施日程
令和8年4月6日（月）から実施します。
なお、令和8年度の定例見積スケジュールは別紙3のとおりです。
- (2) 提示日時
毎週月曜日 午前9時（ホームページの更新も同様とします。）
※ただし、月曜日が祝日の場合、火曜日となります。
また沿岸広域振興局が提示日時を変更した場合は、その日時とします。
- (3) 提示場所
ア 釜石市新町6-50 釜石地区合同庁舎1階県民ホール内
イ 【沿岸広域振興局（釜石）】ホームページ内の『物品購入関連情報』
(<https://www.pref.iwate.jp/engan/1014004/1017389.html>)
- (4) 提示方法
物品購入定例見積コーナーに「物品購入依頼票」のコピーを、また、ホームページ上に購入依頼票のPDFデータを提示します（コピーのサービスはしていません。）。
- (5) 提示期間（別紙3を参照のこと）
定例見積案件公開日 午前9時から午後5時まで
見積書提出期限日 午前9時から午後1時まで

3 見積書の提出期限等

- (1) 提出期限
別紙3に示す見積書提出期限日 午後1時（郵送可・必着のこと）
- (2) 提出場所
沿岸広域振興局釜石審査指導監

4 発注方法

落札者に対し、FAXで連絡します。

5 納品方法

納品先へ直接納品し、納品先から物品検収を受けてください。

6 見積条件

(1) 見積書

見積書には、次に掲げる事項を記載してください。

なお、見積書は、提出後如何なる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

ア 見積書の宛名は「沿岸広域振興局長」としてください。

(納品書・請求書も同様とします。)

イ 見積者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者名）及び印

(見積者の押印は省略することができますが、電子メール・ファクスによる提出は、当面見合わせることにしています。)

ウ 見積金額

(見積金額が 30 万円を超える場合は、品名ごとに定価又は市販価格(単価)も併せて記入してください。)

エ 品名

オ 規格及び銘柄

(同等品として見積る場合は、仕様が確認できるカタログ等を添付してください。)

カ 数量

キ 納期または納品可能日

(物品購入票に記載の希望納期内に納入が可能なことを確認のうえ、記載願います。なお、希望納期内の納品が困難である場合は、納品可能な期日を記載してください。ただし、希望納期以降の納期を記載した場合、見積金額が最も低額であっても依頼公所の業務に支障がある場合には、希望納期を記載した見積書を優先とします。)

ク 区分及び番号(例 A-〇)

(2) 定価見積

物品購入依頼票に定価見積と記載されている場合は、品名ごとに定価又は市販価格(単価)を記入してください。正式な見積依頼については別途行います。

(3) 見積の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とします。

ア 見積金額が判別できない場合

イ 見積金額を訂正した場合

ウ 無資格者又は無権代理人が見積した場合

エ 見積件名の表示に重大な誤りがある場合

オ その他見積に関する条件に違反して見積した場合

(4) 落札の決定

見積合わせの結果、予定価格の範囲内で、最低の価格で見積した者を契約の相手とします。

見積額が同額である者が 2 人以上ある場合は、くじで決定します。

また、同価の見積をした方がくじを引かない場合は、その方に代わって、契約事務に関係のない職員がくじを引くことを代行する場合があります。